

焼却残渣の熱しゃく減量の測定方法

一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について（公布日：昭和52年11月4日 環整95号）

1. 試料の採取

(1)一回当たり1~2kg、一日に四~五回、合計5~10kgの焼却残渣(水封後または散水後のもので可)を採取し、試料とする。

2. 水分

試料を秤量したのち、乾燥器等を用いて105°C±5°Cで恒量を得るまで乾燥し秤量する。水分は次式(1)により算出する。

$$\text{水分(\%)} = ((\text{乾燥前の重量 [kg]} - \text{乾燥後の重量 [kg]}) / \text{乾燥前の重量 [kg]}) \times 100 \dots (1)$$

3. 大型不燃物の除去

乾燥後の試料の全量を孔眼寸法約10mmのふるいを用いてふるい、ふるい上に残った試料のうち、不燃物のみを秤量する。試料中の大型不燃物の割合(乾基準)Aは次式(2)により算出する。

$$A(\%) = \text{不燃物の重量 [kg]} / \text{乾燥後の試料の重量 [kg]} \times 100 \dots (2)$$

4. 熱しゃく減量の測定

ふるい上に残った試料のうち、可燃性物質を破碎したのち、ふるい下の試料と混合し、四分法により縮分し、20~50gを精秤する。これを電気炉に入れて600°C±25°Cで三時間強熱したのち、デシケータ中で放冷する。放冷後、試料を精秤する。大型不燃物の除去後の熱しゃく減量I'は、次式(3)により算出する。

$$I'(\%) = ((\text{強熱前の重量 [g]} - \text{強熱後の重量 [g]}) / \text{強熱前の重量 [g]}) \times 100 \dots (3)$$

焼却残渣の熱しゃく減量Iは、次式(4)により算出する。

$$I(\%) = I' \times ((100 - A) / 100) \dots (4)$$